

京都 CSR 推進協議会メンバー会員規程

(目的)

第1条 本規程は、京都 CSR 推進協議会（以下、協議会という。）のメンバー会員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 協議会による支援を受けて CSR に取り組もうとする企業等は、メンバー会員として入会することができる。

2 前項の企業等は、京都府内に本社又は事業所を有して事業を行う個人または団体とし、営利か非営利か、法人か非法人かを問わない。

3 メンバー会員として入会するに際しては、理事会員の推薦を受け、所定の入会申込書を事務局に提出することとする。

4 メンバー会員として入会するに際しては、「社会の信頼を築く基本指針」の趣旨と理念に賛同し署名することとする。

5 反社会的勢力に関与する企業等は入会することができない。

(退会)

第3条 メンバー会員は、所定の退会届を事務局に提出することにより任意に退会することができる。

(入会金)

第4条 メンバー会員の入会金は3,000円とする。

2 メンバー会員は、入会した月の翌月末日までに入会金を納入しなければならない。

(会費)

第5条 メンバー会員の会費は年額6,000円とする。

2 メンバー会員は、年度初めに会費年額を納入しなければならない。入会初年度については、入会月から年度末までの月割額とする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議による。

2 第4条に規定する入会金及び第5条に規定する会費の額については、前項の規定にかかわらず、理事会の決議により改定することができる。

3 この規程に定めるもののほか必要な事項は理事会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2011年4月22日から施行する。

2 この規程は、2016年6月22日から改正施行する。